



第3編

計画の推進

第1章 計画の推進と行政評価

第2章 個別計画

第3章 財政見通し

第4章 公共施設等総合管理計画

第5章 まちづくりモデルプラン



1 計画の推進にあたって

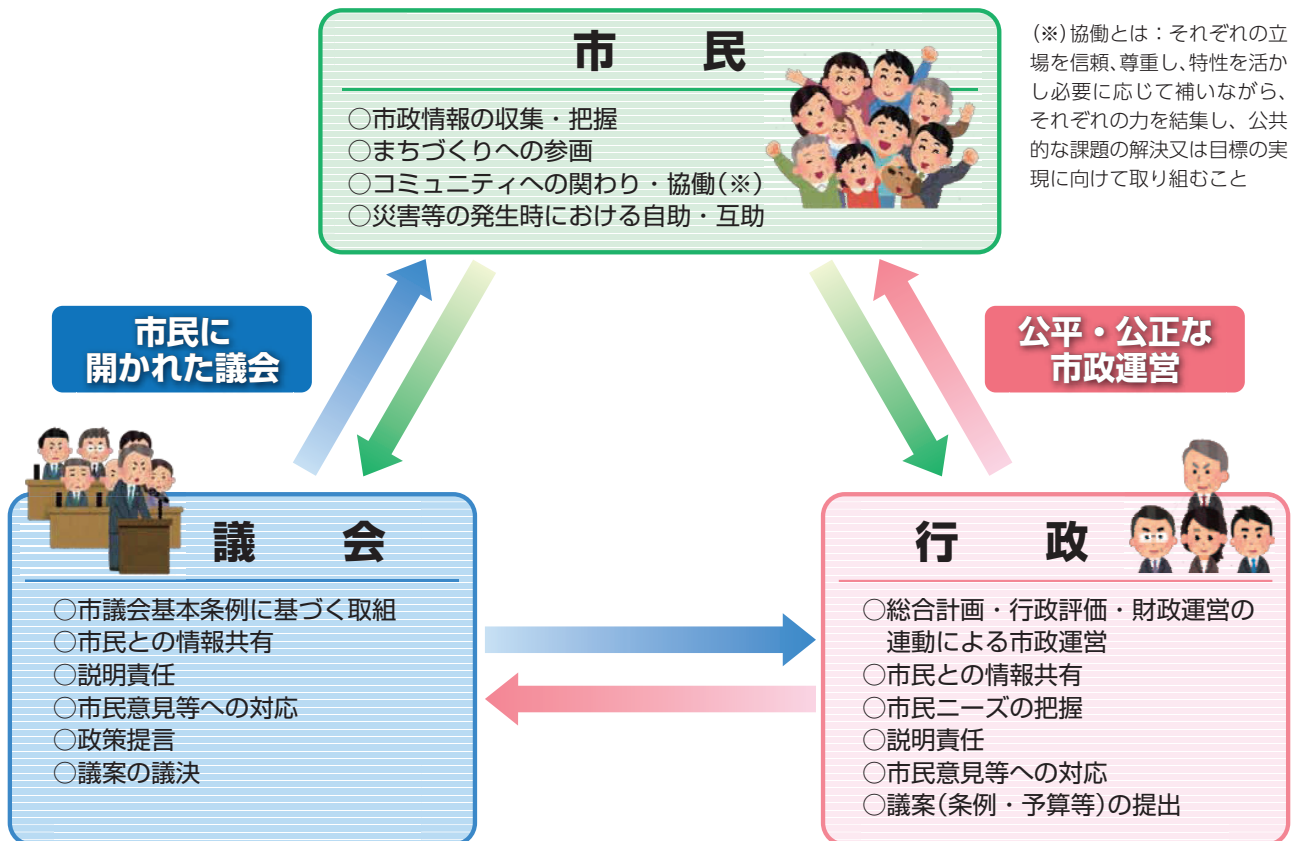
平成28年6月に、市民の皆様をはじめ、議会、行政（「まちづくりの主体」）が共にまちづくりを進めていくための仕組みなどを定めた「会津若松市自治基本条例」を施行しました。

この第7次総合計画に基づくまちづくりは、自治基本条例第16条（総合計画）に基づき策定したものであり、まちづくりの主体相互における「情報の共有」や「参画及び協働」、行政が進める「市政運営」といった条例に位置づけられた仕組みや制度に基づいて推進していきます。

特に、この総合計画に掲げたビジョンや政策目標の実現に向けた取組に関しては、自治基本条例第17条（行政評価）により、市民の方々とともに評価を行うことに加え、評価結果や評価を踏まえた市政運営の方針や予算についても広く情報を共有していきます。

また、こうした情報の共有を通して、市政や市民活動への参画の機運、機会を拡大し、活力あるまちづくりを進めていきます。

『自治による自主自立のまちづくり』に向けた役割



参画・協働によるまちづくり

市民の皆さんや議会・議員、行政がそれぞれの役割を生かしながら、まちづくりを進めていきます。

○身近なコミュニティ活動へ参画・協働により取り組みます。

(第11条・第12条 他)

【参画・協働の事例】

町内会活動、地域づくり委員会、NPO・ボランティア活動、行政提案型協働モデル事業 など



□町内での清掃活動



□協働による地域づくり

○市民の皆さんの意見を反映した市政運営を進めます。

(第13条・第14条・第15条 他)

【市民意見等の広聴機会の事例】

パブリック・コメント、市民との意見交換会、審議会等、タウンミーティング、各種ワークショップ、市政モニター など



□市民との意見交換会



□ワークショップ

会津若松市自治基本条例

前 文

会津若松市は会津盆地の東南部に位置し、周囲には広大な山々や猪苗代湖が隣接しており、四季折々の表情豊かな自然にあふれています。また、鶴ヶ城を有する城下町として長きにわたり豊かな伝統や文化が脈々と受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される仕の掟や會津藩校日新館の道徳教育による人材育成によって培われた會津人の心が今も息づいているまちです。

私たちは先人達が汗を流し築いてきた歴史を誇りに思い、會津人としての自律心を胸に、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の会津若松市を担う世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち市民や議会、市長等が市政運営に関する情報を共有しながら、まちづくりへの主体的な参画や協働により公共的な課題の解決を図っていくことや、年齢や性別、障がいの有無等の互いの違いを認め合い多様性を尊重すること、ともにまちづくりを担う人材の育成に努めること、地域の歴史や文化、自然といった大切な資源を守り、伝え、生かしていくことといった考え方を基本としながら、私たち自身がまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの意欲をもって一人ひとりが他を思いやり、支え合うことで人と人とのつながりを大切に、いきいきとしたまちづくりを進めていくことが必要です。

そうした考えのもと、私たちは自らの意思で自治による自主自立のまちをつくることをここに決意して、自治の基本となるこの条例を制定します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定め

ることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、会津若松市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての会津若松市をいう。
- (2) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 市民等 市民及び市の区域内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 市長等 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わること並びに様々な公共的な活動に関わることをいう。

第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務

(市民の役割及び責務)

第4条 市民は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める権利及び義務を有するほか、市政に関する情報について、公開及び提供を求めることができる。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、権利の行使に責任をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(議会及び議員の役割及び責務)

第5条 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、会津若松市議会基本条例(平成20年会津若松市条例第19号)に定

めるところによる。

(市長等の役割及び責務)

第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。

2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。

3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。

(市職員の役割及び責務)

第7条 市職員は、市民の生活の向上のため、法令を遵守し、及び使命感を持って、公平及び公正に職務を遂行するものとする。

2 市職員は、多様化する地域課題の解決のため、不断の自己研鑽に努めるものとする。

3 市職員は、組織横断的な視点に立って職務を遂行するものとする。

第3章 情報共有によるまちづくり

(情報の提供及び共有)

第8条 議会及び市長等は、それぞれ保有する市政に関する情報の提供により、市民との情報共有に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、前項の情報の提供に当たって、適時、適切で分かりやすい内容となるよう努めるとともに、提供の手法について不断の改善に努めるものとする。

3 市民は、市政に関する情報の積極的な把握に努めるものとする。

(情報公開)

第9条 議会及び市長等は、市政に関する情報の公開を保障するため、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 議会及び市長等は、個人に関する情報の収集、管理及び利用について、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

第4章 参画及び協働によるまちづくり

(参画)

第11条 市民は、自発的かつ主体的なまちづくりへの参画に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画する意識の高揚及び参画する機会の創出に努めるものとする。

3 市民等、議会及び市長等は、会津若松市男女共同参画推進条例（平成15年会津若松市条例第29号）で定めるところにより、男女平等の意識づくりに努めるとともに、男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

(コミュニティ及び協働)

第12条 市民は、コミュニティ（居住する地域、関心又は目的を共にし、自主的に形成される組織及び集団をいう。以下同じ。）の活動を尊重するとともに、積極的な参画に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、コミュニティへの参画意識の高揚に努めるものとする。

3 市民及び市長等は、コミュニティの活動への関わりを通じ、市長が別に定める協働に関する指針等に基づき、協働（それぞれの立場を信頼、尊重し、特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し、公共的な課題の解決又は目標の実現に向けて取り組むことをいう。以下同じ。）を推進するものとする。

4 市民及び市長等は、前項の規定により相互に協働の意識を高めるとともに、協働の機会の創出に努めるものとする。

5 議会及び市長等は、地域におけるコミュニティの活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考えて実行できる仕組みについて検討するものとする。

(市民意見の公募)

第13条 市長等は、条例並びに第16条第1項に規定する総合計画及び行政の各分野における計画（次項において「条例等」という。）の案の策定に当たり、必要な事項を公表し、市民等の多様な意見の提出を広く求めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を検討し、条例等の案を決定するとともに、当該提出された意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。

3 市長等は、前2項に定める市民意見の公募について、その周知に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市民意見の公募に関し必要な事項は、別に定める。

(市民の意見等への対応)

第14条 議会及び市長等は、前条に定めるもののほか、市民の意見、要望等を把握するための機会の創出に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、前項の意見、要望等に対して誠実に対応するものとする。

(審議会等への参画)

第15条 市長等は、市民の意見を市政に反映させるため、市長等が設置する審議会等への市民からの公募による委員の参画に努めるものとする。

2 市長等は、審議会等への市民の参画について周知するとともに、前項の公募に当たり、様々な立場の市民が参画できるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会等への市民の参画に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 市政運営

(総合計画)

第16条 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画等を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市の政策、施策及び事務事業は、総合計画に基づくことを基本とする。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、市民の意向を反映した内容とするため、その策定過程において市民の参画の機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、議会の議決を経るものとする。

(行政評価)

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

(財政運営)

第18条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を図るため、中長期的な視点により、健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及びその執行に努めるものとする。

3 市長は、財政状況を分かりやすく公表するものとする。

(危機管理)

第19条 市長等は、市民等の生活の平穏を守るため、災害等の危機的に対応するための体制を整備するとともに、その体制が機能するよう周知を図るものとする。

2 市民等は、災害等の発生時において、自らの安全の確保を図るとともに、相互に協力して災害等への対処に努めるものとする。

3 市民等、議会及び市長等は、危機管理の意識の高揚に努めるものとする。

第6章 国、他の自治体等との連携及び協力

第20条 市は、国、他の自治体及び関係団体との適切な役割分担のもと、単独では対処できない課題、共通する課題及び広域的課題を解決するため、相互の連携協力に努めるものとする。

第7章 条例の検証

第21条 市民、議会及び市長等は、この条例の内容について、社会経済情勢の変化等を勘案し、適宜検証するものとする。

2 市長は、前項の検証の結果を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、市民の意見を反映するよう適切な措置を講じるものとする。

4 市長は、前3項の規定による検証等の結果について公表するものとする。

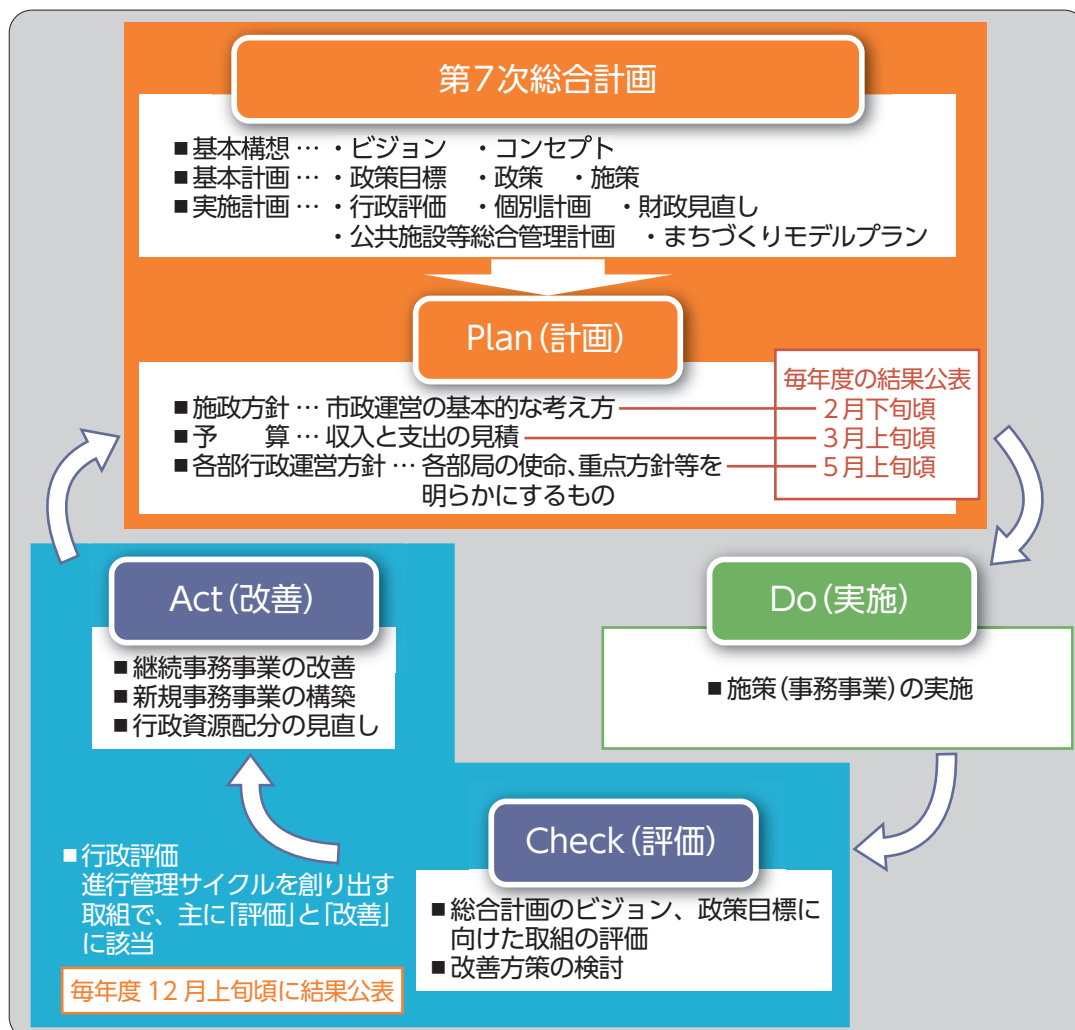
2 行政評価による進行管理

第7次総合計画に掲げるビジョンや政策目標の実現に向けた計画の進行管理は、行政評価によって行っていきます。

この中では、政策分野毎の施策の取組状況の評価することに加えて、既存の取組の改善と新たな施策の立案を行い、翌年度の計画推進に向けた取組を打ち出していきます。

また、評価の過程においては、市民の皆様や学識経験者の方などによる外部評価を実施し、その意見を踏まえながら取組を検討していきます。

なお、行政評価による総合計画の進行管理サイクルと各種行政運営にかかる方針等の市民の皆様への公表時期などの関係を以下の図で示します。



1 位置づけ

ここでは、第7次総合計画策定時点において、本総合計画の実施計画として位置付ける「個別計画(方針、指針等を含む)」をお示しします。

個別計画は、法令等により策定するものと、市独自に策定しているものがあります。この総合計画策定後に策定、改訂される計画については、策定や改訂の時機にあわせて、最上位計画である総合計画との整合を図っていきます。

2 各政策分野の個別計画

政策目標		再掲	計画名称	平成29年4月1日時点
政策				
政策分野	再掲			

1 未来につなぐひとづくり	
1 次代を創る子どもたちの育成	
1. 子ども・子育て	会津若松市子ども・子育て支援事業計画 会津若松市障がい者計画
	第4期会津若松市障がい福祉計画
2. 学校教育	会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	会津若松市教育行政推進プラン
	あいづっこ学力向上推進計画 第二次会津若松市子ども読書活動推進計画
3. 教育環境	再掲 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	再掲 会津若松市教育行政推進プラン
	会津若松市学校施設耐震化推進基本方針
4. 地域による子ども育成	再掲 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	再掲 会津若松市教育行政推進プラン
	再掲 会津若松市子ども・子育て支援事業計画
	再掲 第二次会津若松市子ども読書活動推進計画
	会津若松市生涯学習推進ビジョン

2 生涯にわたる学びと活躍の推進	
5. 生涯学習	再掲 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	再掲 会津若松市教育行政推進プラン
	再掲 会津若松市生涯学習推進ビジョン 第二次会津若松市子ども読書活動推進計画
6. スポーツ	再掲 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	再掲 会津若松市教育行政推進プラン 会津若松市スポーツ推進基本計画
7. 歴史・文化	再掲 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画
	再掲 会津若松市教育行政推進プラン
8. 男女共同参画	第4次会津若松市男女共同参画推進プラン
9. 社会参画	会津若松市市民協働推進指針
	会津若松市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画
	再掲 会津若松市障がい者計画
	再掲 第4期会津若松市障がい福祉計画

2 強みを活かすしごとづくり	
3 生活の基盤となる仕事の創出	
10. 食料・農業・農村	第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画
	第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン
	会津若松農業振興地域整備計画
	会津若松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
11. 森林・林業	公設地方卸売市場活性化プラン
12. 中小企業	会津若松市森林整備計画
	-

13. 企業立地・産業創出	会津地域基本計画
14. 雇用・労働環境	-
4 地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出	
15. 観光	第3次会津若松市観光振興計画 史跡若松城跡総合整備計画
	会津若松市中心市街地活性化基本計画
16. 中心市街地・商業地域	会津若松市中心市街地活性化基本計画

3 安心、共生のくらしづくり	
5 健やかで思いやりのある地域社会の形成	
17. 健康・医療	第2次健康わかまつ21計画
	会津若松市食育推進計画
18. 地域福祉	第2期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針
	会津若松市地域福祉計画
19. 高齢者福祉	再掲 会津若松市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画
20. 障がい者福祉	再掲 会津若松市障がい者計画
	再掲 会津若松市第4期障がい福祉計画

21. ユニバーサルデザイン		会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン
6 人と豊かな自然との共生		
22. 低炭素・循環型社会		会津若松市第2期環境基本計画
		会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)
23. 自然環境・生活環境	再掲	会津若松市第2期環境基本計画
24. 公園・緑地		会津若松市公園施設長寿命化計画

4 安全、快適な基盤づくり	
7 災害や危機への備えの強化	
25. 生活・安全	第10次会津若松市交通安全計画
	会津若松市国民保護計画
26. 地域防災	会津若松市地域防災計画
	会津若松市水防計画
27. 治水	会津若松市都市計画マスタープラン
	会津若松市公共下水道計画
28. 雪対策	—
8 地域の活力を支える都市環境の維持	
29. 都市づくり	再掲 会津若松市都市計画マスタープラン
	会津若松市景観計画
	会津若松市住居表示整備事業基本計画
	会津若松市地域公共交通網形成計画
30. 道路	再掲 会津若松市中心市街地活性化基本計画
	会津若松市橋梁長寿命化修繕計画
	会津若松市交通バリアフリー基本構想
	会津若松市冬期バリアフリー基本構想

31. 公共交通	再掲	会津若松市地域公共交通網形成計画
32. 上下水道		会津若松市水道事業ビジョン
		会津若松市湊地区給水施設等整備計画
	再掲	会津若松市公共下水道計画
		会津若松市下水浄化工場長寿命化計画
33. 住宅・住環境		会津若松市下水道管長寿命化計画
		会津若松市空家等対策計画
		会津若松市公営住宅等長寿命化計画
34. 景観		会津若松市城前団地建替計画
		会津若松市耐震改修促進計画
	再掲	会津若松市景観計画
	再掲	会津若松市都市計画マスタープラン
35. 情報通信技術	再掲	第3次会津若松市観光振興計画
	再掲	会津若松市中心市街地活性化基本計画
		第6次会津若松市地域情報化基本計画

5 豊かで魅力ある地域づくり	
9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生	
36. 地域自治・コミュニティ	山村振興計画
37. 交流・移住	—
38. 大学等との連携	—
39. まちの拠点	会津若松市・河東町新市建設計画
	会津若松市鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想
	第4次会津若松市国土利用計画
10 社会の変化に対応した行財政運営	
40. 公共施設	会津若松市公共施設等総合管理計画
	会津若松市公共施設マネジメント基本方針
	再掲 会津若松市耐震改修促進計画

41. 行政運営		第3次会津若松市定員管理計画
		第2次会津若松市人材育成基本方針
		会津若松市人材育成推進プラン
		行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組
42. 財政基盤		第3期会津若松市特定事業主行動計画・会津若松市子育て支援プラン
		会津若松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
		公債費負担適正化計画
	再掲	中期財政見通し
	再掲	行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組

3 個別計画の概要

平成29年4月1日現在

No.	名称	概要	期間
1	第4次会津若松市 国土利用計画	国土利用計画法に基づき、市町村の区域内における国土利用の方向性を定める計画	平成19年度～
2	会津若松市公共施設等総合管理計画	全ての公共施設等を対象として、その総合的な管理の基本的な考え方を示す計画	平成29年度～平成38年度
3	会津若松市公共施設マネジメント基本方針	全ての公共建築物を対象として、その整備や管理、有効活用の方針を示し、公共施設マネジメントを推進する方針	平成26年度～
4	会津若松市鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想	鶴ヶ城周辺にあり、施設の機能移転や老朽化から施設の利活用や更新を検討すべき公共施設の将来的な方向性を示した構想	平成22年度～
5	会津若松市市民協働推進指針	市民と行政との「協働」をより一層推進するため、その基本的な考え方や方向性を示した指針	平成26年度～
6	第4次会津若松市男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	平成26年度～平成30年度
7	会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン	ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全・安心で、すべての人にやさしく、暮らしやすいまちづくりを推進するための計画	平成29年度～平成33年度
8	会津若松市・河東町新市建設計画	合併特例法に基づき合併協議会が策定した計画。合併後のまちづくりの方向性を示し、この計画を基礎として合併特例債など国の財政措置が講じられる。	平成17年度～平成37年度
9	会津若松市地域公共交通網形成計画	地域で生活する住民の暮らしとおでかけを支援するとともに、まちづくりに寄与する、持続可能な公共交通網の姿を実現するための目標や施策体系を示すための公共交通施策のマスタープラン	平成28年度～平成33年度
10	山村振興計画	山村振興法に基づき、振興を図ることが必要かつ適当であると判断された山村（本市は旧東山村・旧玉路村・旧大戸村・旧湊村）の振興計画	平成19年度～
11	行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組	国による地方行政改革の方針を踏まえ、今後、市が取り組むべき行政改革の基本的な考え方や方向性、具体的な取組を明示した計画	平成29年度～平成33年度
12	公債費負担適正化計画	新規市債発行額の適正管理による市債残高の着実な低減を図るための進行管理計画	単年度
13	中期財政見通し	財政の健全性を維持しながら、持続可能な行財政運営をしていくために策定する中期(3年間)の財政見通し	単年度
14	第2次会津若松市人材育成基本方針	市を取り巻く環境の変化や人材育成の課題等を踏まえ、「求められる職員像」に近づくための取り組みの方向性・方策を体系的に整理した職員育成のための基本方針	平成21年度～
15	会津若松市人材育成推進プラン	計画的な人材育成を推進するため、「第2次会津若松市人材育成基本方針」に基づき、重点的に取り組むべき事業とスケジュールを明示した計画	平成27年度～平成29年度

No.	名称	概要	期間
16	第3次会津若松市定員管理計画	人件費の抑制を図る観点から将来の目指すべき職員数を定めた計画	平成27年度～平成31年度
17	第3期会津若松市特定事業主行動計画・会津若松市子育て支援プラン	次世代育成支援対策推進法に基づき、市が事業主として職員の仕事と育児の両立等を図るための取組を定めた計画	平成27年度～平成31年度
18	会津若松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、市が事業主として女性職員の一層の活躍と職員一人ひとりが意欲をもって働くことができる職場環境を実現するための取組を定めた計画	平成28年度～平成31年度
19	第6次会津若松市地域情報化基本計画	地域情報化の方向性を明確にするとともに、ICTを活用した市の施策を計画的に推進するための計画	平成29年度～平成31年度
20	会津若松市第2期環境基本計画	会津若松市環境基本条例に定める基本理念に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	平成26年度～平成35年度
21	会津若松市国民保護計画	武力攻撃等に備えた、国民保護法に基づく、平素からの備えや予防、復旧、警報の伝達、避難の指示、誘導及び救援など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めた計画	—
22	会津若松市地域防災計画	災害対策基本法に基づく、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する本市の災害対策方針を定めた計画	—
23	会津若松市水防計画	水防法に基づき、河川の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減するための計画	—
24	第10次会津若松市交通安全計画	交通安全対策基本法に基づく、本市域において構うべき交通安全に関する計画	平成28年度～平成32年度
25	会津若松市空家等対策計画	空家等対策特別措置法に基づく、適切な管理が行われていない空家等への対策の方向性について基本的な考え方を示した計画	平成28年度～平成32年度
26	会津若松市住居表示整備事業基本計画	本市における住居表示整備事業を進めるうえでの実施要件及び区域を策定した計画	平成21年度～
27	会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理に係る市町村計画	平成28年度～平成37年度
28	会津若松市地域福祉計画	住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるよう、多様な主体の連携のもとで、地域の福祉課題や生活課題を解決するための仕組みづくりを推進するための計画	平成28年度～平成32年度
29	会津若松市障がい者計画	障害者基本法に基づき、障がい者が地域で自分らしく暮らすことのできる共生社会実現のため、障がい者施策の基本的な方向性を定めた計画	平成24年度～平成29年度
30	第4期会津若松市障がい福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がい者計画の福祉分野の実施計画的な位置付けとして、障がい者の日常生活や社会生活を支援する障がい福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策等を定めた計画	平成27年度～平成29年度
31	会津若松市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画	老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者福祉施策に係る取り組みを総合的かつ体系的に整理し、介護保険事業の安定的運営を図るための計画	平成27年度～平成29年度

第3編
計画の推進

No.	名称	概要	期間
32	会津若松市子ども・子育て支援事業計画	子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもやその親自身も育ちやすい環境をつくるための地域づくり・社会づくりを計画的な推進の方向性を示し、今後の子育て施策の指針となる計画	平成27年度 ～平成31年度
33	第2期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針	将来にわたり市民が安心して医療を受診することができる体制づくりに向けて、国保財政の収支均衡を図るための総合的な取組みに関する指針	平成24年度 ～平成28年度
34	第2次健康わかまつ21計画	健康増進法に基づき、誰もが健康でいきいきとくらすことができるよう、市民の健康づくりを推進するための計画	平成25年度 ～平成34年度
35	会津若松市食育推進計画	食育基本法に基づき、市民一人ひとりが健康でいきいきと自分らしく暮らすことができるよう、食育を市民運動として推進するための計画	平成23年度 ～平成32年度
36	会津若松市湊地区給水施設等整備計画	給水不安地区が多く存在する湊地区において、将来にわたり、安全で、安心な生活用水を安定的に確保するための給水施設の整備を、早期かつ計画的に進めるため計画	平成26年度 ～平成30年度
37	第3次会津若松市観光振興計画	本市の特性をいかした魅力ある観光都市づくりを推進するため、会津若松市観光振興条例に基づき策定する計画	平成29年度 ～平成38年度
38	史跡若松城跡総合整備計画	史跡若松城跡を長期的かつ総合的に保存・整備することを目的に策定した計画	平成8年度～
39	会津若松市中心市街地活性化基本計画	中心市街地活性化法に基づく中心市街地における活性化基本計画	平成27年度 ～平成31年度
40	会津地域基本計画	福島県及び会津地方17市町村等との共同で策定した、企業立地促進法に基づく、固定資産税の課税免除等の税制上の優遇、工場立地法に基づく緑地面積率の緩和措置を受けるための計画	平成29年度 ～平成33年度
41	第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画	総合計画の食料、農業及び農村分野における計画であり、食料・農業・農村基本条例に基づく基本計画	平成29年度 ～平成38年度
42	第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン	地域内食料自給体制の確立を図るため、地域内で地元農産物を消費する地産地消運動の推進に関する計画	平成29年度 ～平成33年度
43	会津若松農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、優良農地の確保・保全と、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための計画	平成19年度 ～平成29年度
44	会津若松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法に基づく、育成すべき経営体として位置付ける認定農業者等の認定基準を明らかにするとともに、担い手育成のために講ずべき農用地の利用集積などの措置について定める計画	平成28年度 ～平成32年度
45	公設地方卸売市場活性化プラン	市場機能の維持・発展、安全で安心な生鮮食料品の円滑かつ効率的な流通確保を目指し、関係者と市が各々の役割を明確にするための計画	平成26年度 ～平成30年度
46	会津若松市森林整備計画	森林法に基づき、民有林を対象に森林施業の標準的な方法等を定め、適切な森林整備を進めるための計画	平成24年度 ～平成33年度
47	会津若松市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、概ね20年後の都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として位置づけられる計画	平成22年度 ～平成42年度

No.	名称	概要	期間
48	会津若松市景観計画	景観法に基づく景観行政団体が定める、同法に基づく良好な景観の形成に関するマスタープラン	平成28年度～
49	会津若松市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針	平成20年度～平成32年度
50	会津若松市公園施設長寿命化計画	公園施設の管理にかかるライフサイクルコストを縮減し、施設の長寿命化を図るための計画	平成27年度～平成36年度
51	会津若松市公共下水道計画	下水道法に基づき、汚水及び雨水について、おおむね7年間の整備内容を示す計画	平成26年度～平成32年度
52	会津若松市下水浄化工場長寿命化計画	下水処理場について、効率的で計画的な「予防保全型管理」により設備や機器の更新を行うための計画	平成25年度～平成29年度
53	会津若松市下水道管長寿命化計画	下水道管について、「予防保全型管理」により計画的な点検、更新を行うための計画	平成28年度～平成37年度
54	会津若松市交通バリアフリー基本構想	交通バリアフリー基本構想において定めた重点整備地区内の特定経路のバリアフリーに関する計画	平成15年度～
55	会津若松市冬期バリアフリー基本構想	交通バリアフリー基本構想において定めた重点整備地区内の特定経路の冬期間のバリアフリーに関する計画	平成15年度～
56	会津若松市橋梁長寿命化修繕計画	市の橋梁について、壊れてから修繕や架け替えを行う「事後保全型管理」から効率的で計画的な「予防保全型管理」に管理方針を転換する計画	平成28年度～平成37年度
57	会津若松市公営住宅等長寿命化計画	安全で快適な住まいを長期間にわたり確保するため、修繕、改善、建替えなどにより、公営住宅等の既存ストックを有効に活用するための計画	平成23年度～平成32年度
58	会津若松市城前団地建替計画	老朽化が進行している城前団地の建替えに際し、入居者の安全性確保、居住水準の向上、地域に融合した居住環境の創出等による整備を図るための計画	平成23年度～平成42年度
59	会津若松市教育大綱・教育振興基本計画	本市教育の振興に関する基本的な理念・目標及び方針	平成29年度～平成38年度
60	会津若松市教育行政推進プラン	教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	単年度
61	会津若松市学校施設耐震化推進基本方針	市内の学校施設の耐震化を推進するための方針	平成19年度～
62	あいづっこ学力向上推進計画	本市児童生徒の学力の向上を推進するための計画	平成29年度～平成38年度
63	会津若松市スポーツ推進基本計画	スポーツレクリエーションに親しみ、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも、楽しめるまちの実現を推進するための計画	平成29年度～平成39年度
64	会津若松市生涯学習推進ビジョン	本市の目指すべき生涯学習・社会教育の方向性、基本的な取組、施設のあり方等を示す指針	平成27年度～
65	第二次会津若松市子ども読書活動推進計画	本市のすべての子どもが読書の楽しさを実感し、自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備を推進し、読書活動推進に関する施策を総合的に進めるための計画	平成28年度～平成32年度
66	会津若松市水道事業ビジョン	「水道水の品質確保に配慮した安全な水道」・「確実な安定給水のための強靱な水道」・「市民の暮らしを支える持続可能な水道」の三つの基本方針により、本市水道事業の目指すべき将来像実現のための施策の大綱	平成28年度～平成37年度



財政見通しの位置づけ

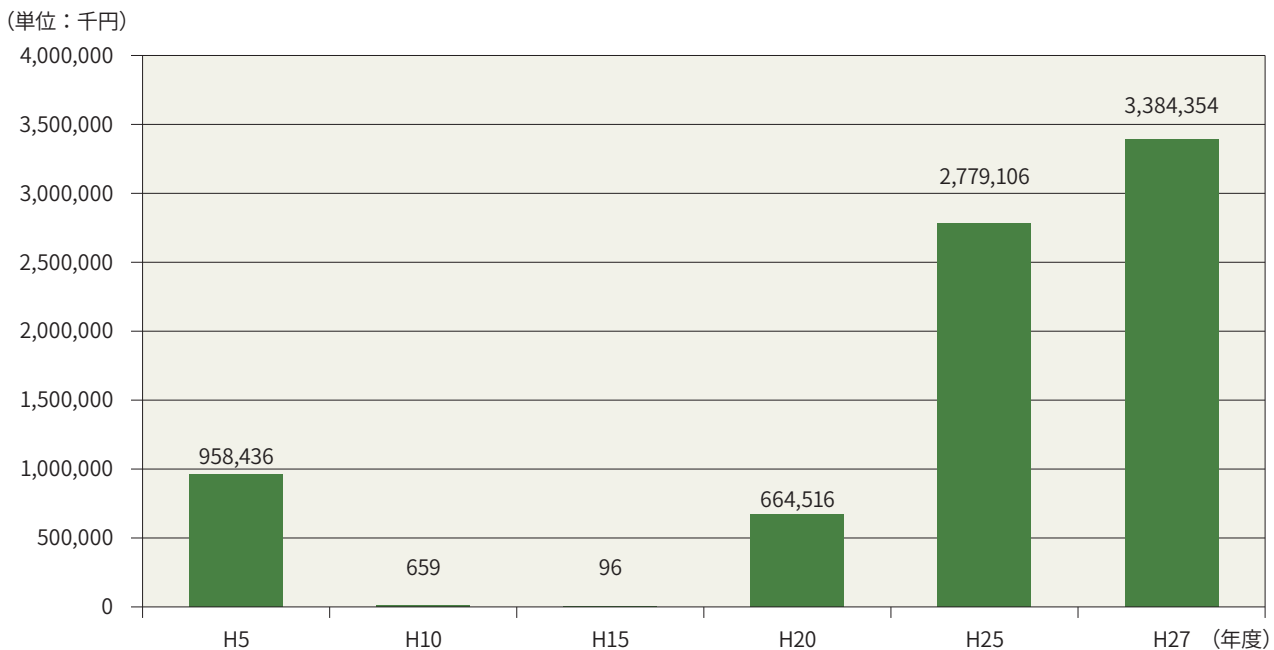
- ① 第7次総合計画の策定に合わせてその計画期間(平成29年度～平成38年度)の本市財政の見通しを作成します。なお、前期(平成29年度～平成33年度)と後期(平成34年度～平成38年度)に区分した内容とします。
- ② この財政見通しは、現在の本市財政の状況を踏まえて、歳入面では、市税や交付金等について、国より示されている地方財政に関する大きな制度変更の情報を基に推計します。また、歳出面では、今後の推移が把握できる項目(人件費、公債費等)の動きや、現時点ですでに計画が具現化されている大きな要素を盛り込んだ内容とします。

したがって、本見通しは個別事業の積み上げによるものではなく、各項目の推計値として、各年度の歳入歳出の規模の大枠を示した内容であり、総合計画の推進にあたっては、行政評価などの検討を踏まえて、各年度の歳入の範囲内での歳出とするものです。
- ③ 今後は、毎年度策定する3年間の「中期財政見通し」の作成において、必要な見直しを行っていくものです。

1 本市の財政状況の推移

- ① 本市財政は、平成15年に危機的な状況に直面し、行財政再建プログラムを策定して、平成18年まで厳しい改革に取り組みました。
- ② その結果、危機的な状況は改善されたものの、公債費（借金返済）は依然として高い水準であったことから、一般財源の総枠配分方式での予算編成（年間総額予算主義）による歳入に見合った歳出構造の構築、新規市債発行額の元金償還額以下への抑制による市債残高の低減、決算に伴う剰余金の財政調整基金への積立てなどにより、財政健全化を進めてきました。
- ③ これらの取組を継続してきた成果として、平成27年度末においては、財政調整基金（図表1）は目標とした標準財政規模の10%を超える残高となっています。

図表1 財政調整基金の推移

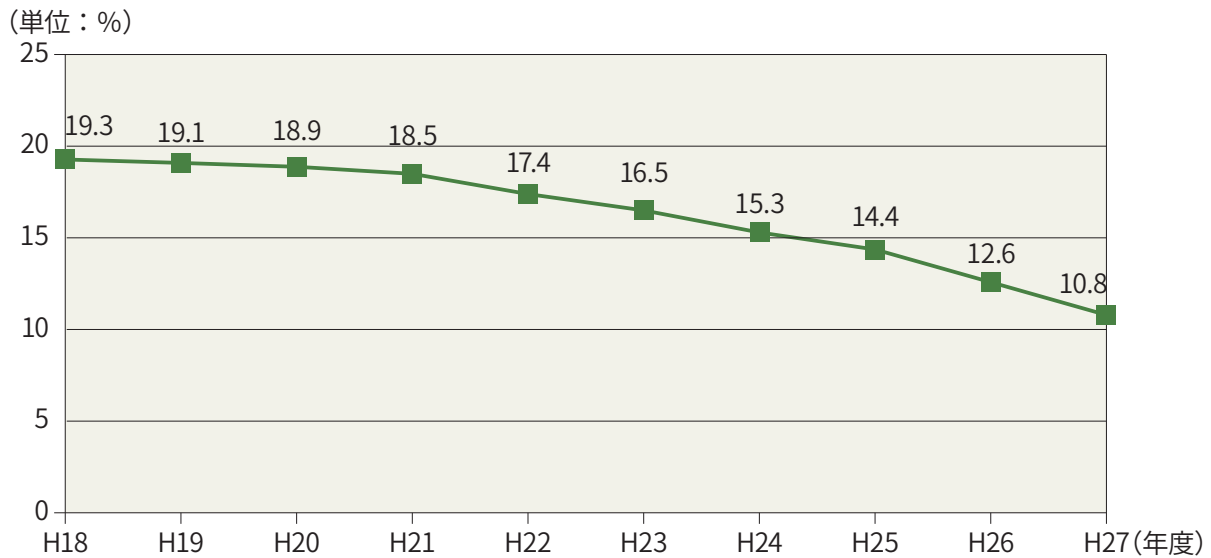


(注) H15までは旧会津若松市の残高。H20以降は北会津村、河東町との合併後の新会津若松市の残高。

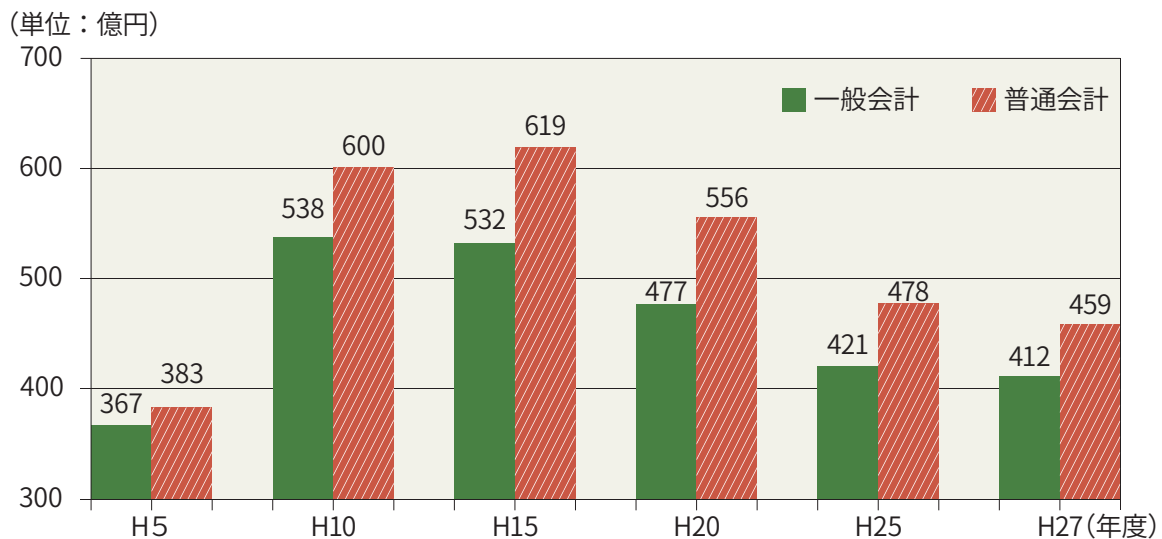
※標準財政規模とは…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

また、国が定めた指標である実質公債費比率(図表2)は1つの基準である18%を大きく下回る水準となるとともに、市債残高(図表3)も着実に低減化してきています。

図表2 実質公債費比率の推移(決算ベース)



図表3 市債残高の推移



(注) H15までは北会津村、河東町分を合算した残高。H20以降は北会津村、河東町を合併後の新会津若松市の残高。

【近年の決算状況】

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 市税	15,063	15,376	15,363	15,223	15,301
2 地方譲与税	480	457	436	455	452
3 地方消費税交付金	1,254	1,244	1,490	2,401	2,284
4 地方特例交付金	59	58	55	52	55
5 地方交付税	12,586	11,476	11,550	11,399	10,245
6 使用料及び手数料	737	728	713	696	688
7 国県支出金	19,060	10,661	11,080	12,479	12,195
8 財産収入	99	84	73	57	73
9 繰入金	364	279	1,247	1,109	890
10 繰越金	1,334	2,631	1,790	1,218	2,356
11 諸収入	1,230	1,146	1,181	1,215	994
12 市債	3,365	3,608	4,370	4,525	3,644
13 その他	940	962	933	936	806
歳入合計	56,571	48,710	50,281	51,765	49,983
1 人件費	7,504	7,621	7,997	7,855	8,021
2 物件費	5,409	5,732	5,553	5,880	6,128
3 扶助費	19,333	10,474	11,325	11,957	12,890
4 補助費等	4,868	4,910	5,231	5,047	4,889
5 公債費	5,390	5,374	5,372	5,459	4,248
6 繰出金	6,037	6,132	6,248	6,445	6,182
7 積立金	159	2,046	829	261	973
8 投資的経費	3,356	3,114	4,568	5,158	5,180
9 その他	1,884	1,517	1,940	1,347	1,472
歳出合計	53,940	46,920	49,063	49,409	49,983
収支	2,631	1,790	1,218	2,356	0

※平成28年度については決算見込み。

2

財政見通し(前期:平成29年度～平成33年度)

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1 市税	15,323	15,055	15,086	15,014	14,602
2 地方譲与税	452	452	452	452	452
3 地方消費税交付金	2,311	2,339	2,367	2,721	3,079
4 地方特例交付金	55	55	55	55	55
5 地方交付税	10,234	10,251	10,018	9,656	9,558
6 使用料及び手数料	688	688	689	690	690
7 国県支出金	11,949	11,748	11,885	11,944	11,986
8 財産収入	55	55	55	55	55
9 繰入金	1,698	976	454	432	778
10 繰越金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
11 諸収入	984	977	977	977	977
12 市債	4,472	3,632	3,449	3,647	3,255
13 その他	806	806	798	866	941
歳入合計	50,227	48,234	47,485	47,709	47,628
1 人件費	7,586	7,594	7,705	7,527	7,806
2 物件費	5,908	6,035	6,082	6,022	5,993
3 扶助費	12,762	13,017	13,277	13,543	13,814
4 補助費等	5,660	5,419	4,861	4,598	4,602
5 公債費	4,585	4,024	3,731	3,788	3,847
6 繰出金	6,237	6,192	6,180	6,203	6,161
7 積立金	800	800	800	800	800
8 投資的経費	5,211	3,675	3,370	3,749	3,127
9 その他	1,478	1,478	1,479	1,479	1,478
歳出合計	50,227	48,234	47,485	47,709	47,628

【推計方法】

1 歳入

- 市税は、法人市民税の税制改正（法人税割の税率引下げ）を踏まえるとともに、固定資産税にかかる減価償却及び3年ごとの評価替えの影響などを見込んでいます。
- 地方消費税交付金は、平成31年10月に予定している消費税及び地方消費税の税率2%引き上げ（8%→10%）の影響額を見込んでいます。
- 地方交付税は、普通交付税における基準財政需要額について、平成28年度の算定結果を基に合併算定替の段階的な減少の影響を考慮しながら推計するとともに、基準財政収入額については市税等の収入見込み額を勘案し、交付額を見込んでいます。
- 使用料及び手数料は、平成28年度をベースに、平成31年10月からの消費税及び地方消費税の税率2%引き上げ（8%→10%）の影響を見込んでいます。
- 国県支出金は、扶助費の増加分及び合併特例事業による増減などを勘案して、交付額を見込んでいます。
- 繰入金は、事業に伴う各種基金の繰入れのほか、財政調整基金、減債基金、復興基金の繰入れ等を見込んでいます。
- 繰越金は、過去10年の推移を勘案して12億円と見込んでいます。
- 市債は、各年度の元金償還額（普通会計）以下への抑制を基本とし、臨時財政対策債や投資的経費を推計して見込んでいます。
- その他の歳入は、平成28年度をベースに、各年度の増減要素を勘案して見込んでいます。

（注）消費税及び地方消費税は、平成31年10月の税率2%引き上げを前提とし、同様に関連する制度改正を見込んでいます。

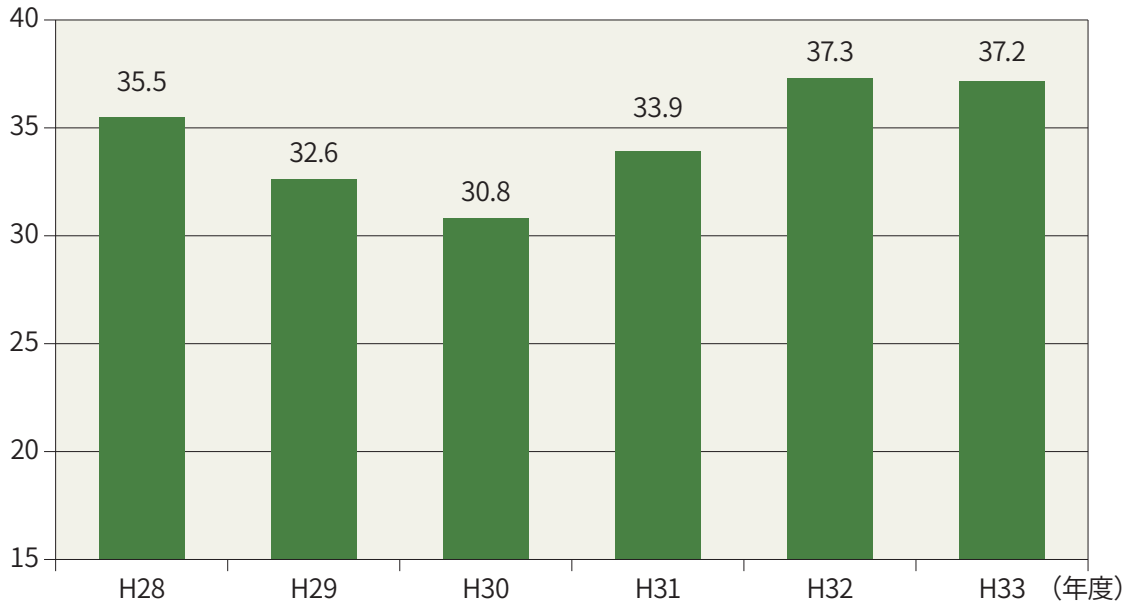
2 歳出

- 人件費は、第3次定員管理計画（平成27年3月策定）に基づき、毎年度の職員数のほか、退職手当の増減を勘案して見込んでいます。なお、同計画の期間が平成31年度までであることから、計画期間終了後の平成32年度及び平成33年度については、職員の定年退職者数を基に見込んでいます。
- 扶助費は、障がい者総合支援給付費などの社会福祉費や、老人保護措置費などの老人福祉費、保育所運営委託費及び児童手当などの児童福祉費、生活保護法に基づく各種扶助費を含む生活保護費などの伸び率を勘案し、各年度2%増として見込んでいます。
- 補助費等は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金及び衛生事業負担金、企業誘致にかかる各種助成金、各種団体への補助金負担金等を推計して見込んでいます。
- 公債費は、これまでに発行した市債及び今後発行予定の市債の償還状況（元金及び利子）を推計して見込んでいます。
- 繰出金は、特別会計における市債償還の増減や介護給付費等の増を推計して見込んでいます。
- 積立金は、地方財政法第7条（剰余金の処分）に基づき各年度の繰越金の1/2である6億円を財政調整基金へ積み立て、合わせて毎年度2億円を公共施設維持整備等基金へ積み立てるものとして見込んでいます。
- 投資的経費は、都市計画街路事業、学校耐震化事業、学校改築事業、市営住宅建設事業、債務負担行為による土地の買戻しによる増減などを勘案して見込んでいます。
- その他の歳出は、平成28年度をベースとして見込んでいます。

【参考】財政調整基金、市債残高の見通しについて以下ようになります。

財政調整基金の見通し

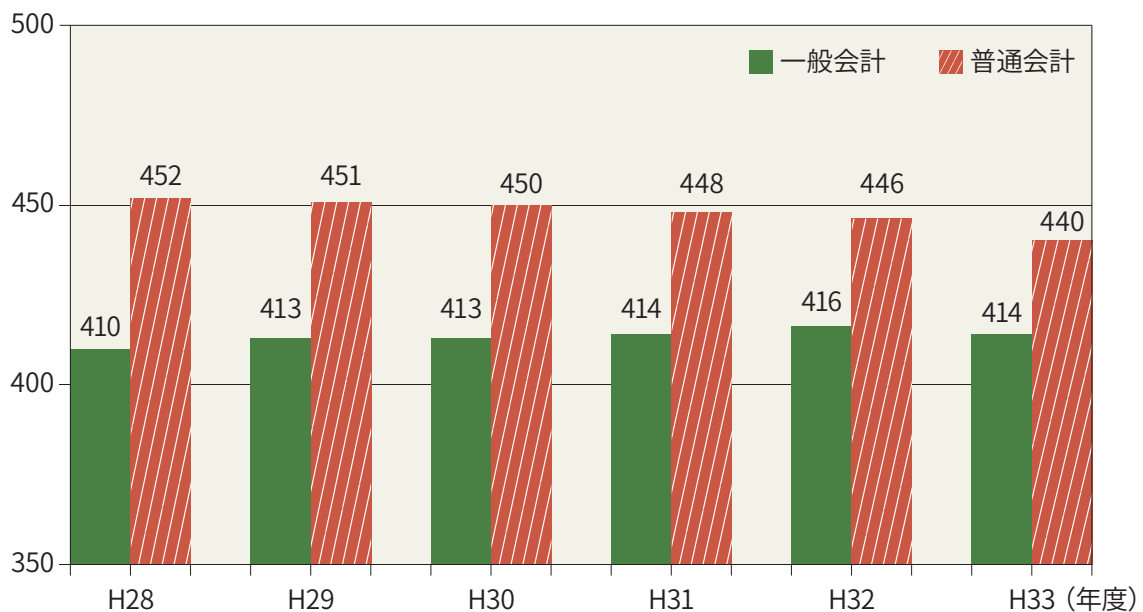
(単位：億円)



※平成28年度については決算見込み。

市債残高の見通し

(単位：億円)



※平成28年度については決算見込み。

3 財政見通し(後期:平成34年度～平成38年度)

平成34年度以降の推計については、景気の動向、制度改革等の国の動向、さらには、本市における人口・年齢構成や市民ニーズの変化など、不透明・不確定要素が多いため、歳入歳出両面において、今後の財政運営上課題となってくる事項、さらには、健全な財政運営を継続するための考え方などを示します。

まず、歳入についてです。市税については、人口減少や高齢化による生産年齢人口の減少が見込まれる中にあることは、今後も一定程度減少傾向にあるものと考えられますが、合わせて、景気動向や国の税制改正の影響を大きく受けるため、今後の動向を注視する必要があります。

地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能を有する地方の固有財源であるにもかかわらず、これまでも国の構造改革等の中で見直しが進められてきた経過があり、国の財源不足が生じている状況においては、臨時財政対策債も含めて交付税総額の縮減が図られる可能性もあります。また、全国的に平成の大合併から15年が経過し、普通交付税における合併算定替の期間も終了することから、その後の算定方法や全体の配分方法の変化には十分に留意する必要があります。

国・県補助金等のいわゆる依存財源についても、国の財政状況等による見直しが図られる可能性もあるため、その動向には留意しなければなりません。

一方、歳出についてです。扶助費等の社会保障費については、国の制度改革による影響が大きいものの、高齢化や子ども・子育て支援の拡充などにより対象者数の増加が進むため、平成34年度以降においても増加傾向が続くものと考えられます。

また、補助費等については、市民ニーズを的確に捉えた補助金・負担金制度の確立はもとより、会津若松地方広域市町村圏整備組合における施設整備等の進捗にも十分注視する必要があります。

投資的経費においては、小中学校の耐震化や整備等は一定程度終了するものの、庁舎整備をはじめとした合併特例事業等の推進、さらには、公共施設の計画的な保全など公共施設等総合管理計画に基づく施設のマネジメントが本格化するものと見込まれます。こうした公共事業の推進は、同時に財源としての市債の活用につながり、後年度の公債費にも影響を与えるものであることから、毎年度の事業規模については適正範囲の見極めが必要です。

このような状況を踏まえて、行政サービスを安定して提供し続けるためには、持続可能な財政基盤の確立が何よりも重要です。そのためには、内部管理経費の縮減を

はじめとした行財政システムの改革の推進はもとより、毎年度の中期財政見通し策定による歳入に見合った歳出構造の堅持、未来への投資を含む自主財源の確保、事業実施におけるスクラップアンドビルドの徹底、財政調整基金の安定的な確保、さらには、世代間の負担の公平性や後年度負担を考慮した市債の活用となるよう公債費負担適正化計画の進行管理など、市民ニーズを的確に捉えながら財政規律を確保した行財政運営に取り組む必要があります。

1

公共施設の現状と公共施設マネジメントの必要性

人口が増加傾向にあった1960年代から1990年代にかけて整備されてきた道路や上下水道、学校、公民館などの多くの公共施設が、更新の時期を迎えており、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となっています。

しかしながら、近年の社会経済情勢や人口の減少などから、それらの費用の確保は厳しい状況です。

このような状況のなかで第7次総合計画に示すまちづくりを着実に進めるためには、行政評価による進行管理のもと、健全な財政運営を継続しながら、まちづくりの基盤となる公共施設を維持し、適切な公共サービスを提供していくことが重要となってきます。

このため、公共施設の整備や維持管理、複合化、有効活用などについて、市民の皆様と共に考え、実践していく「公共施設マネジメント^(注1)」の取組を進めます。

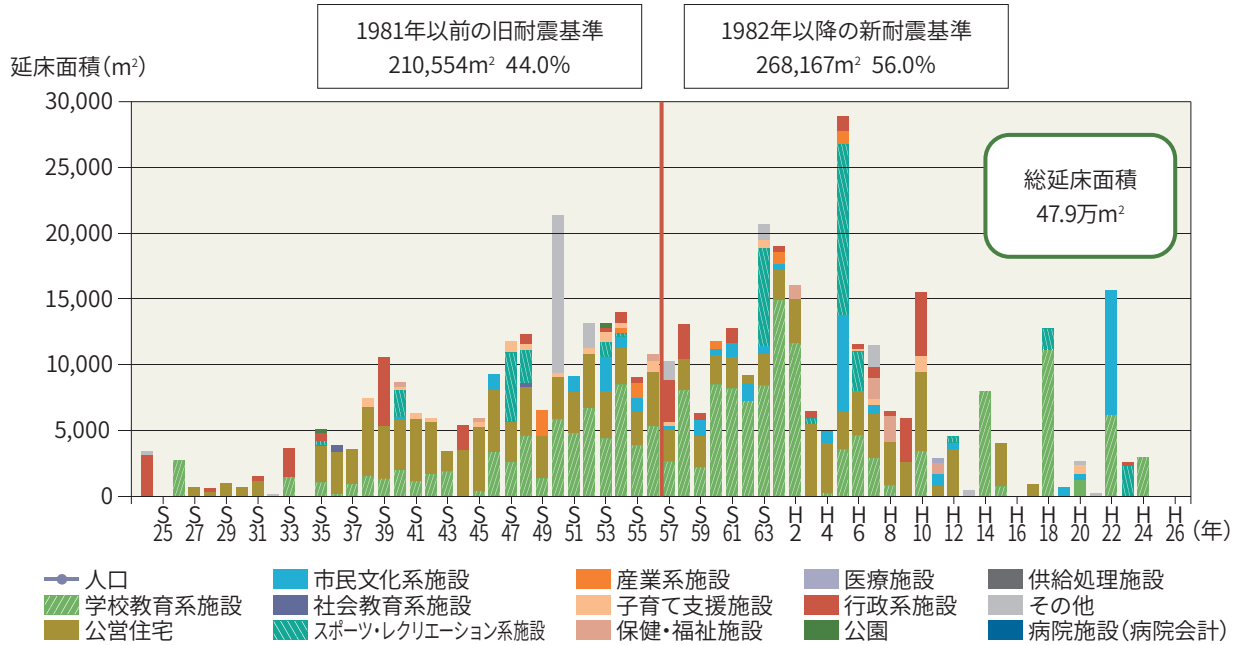


注1 「公共施設マネジメント」とは、最適な公共施設サービスの提供と安定した財政運営を両立させる自治体経営の視点から、地方公共団体等が所有又は管理する全ての公共施設を総合的に企画、管理及び活用する仕組みを指します。

●年度別整備延床面積の推移 (建物系公共施設、分類別延床面積)

平成27年3月末日現在

～平成28年8月策定「会津若松市公共施設等総合管理計画」より～

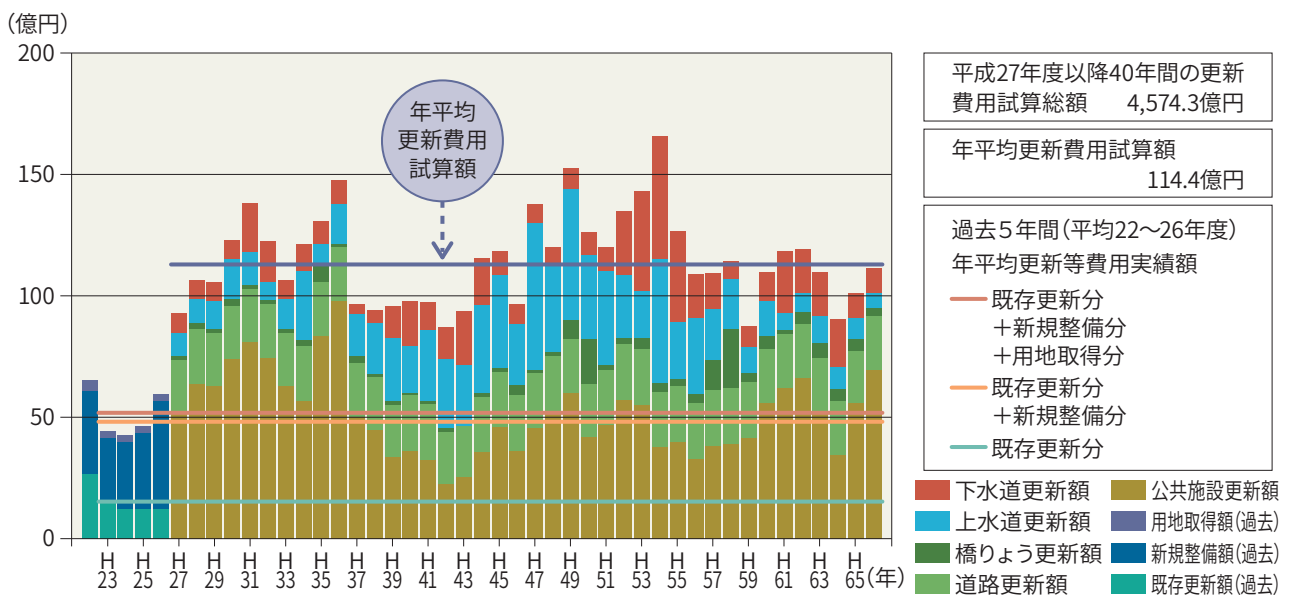


●将来の更新費用の試算結果 (建物系及び主な社会基盤系公共施設)

平成27年3月末日現在

※公共施設マネジメントを行わない場合

～平成28年8月策定「会津若松市公共施設等総合管理計画」より～



対象施設 ・建物系公共施設…全体

・主な社会基盤系公共施設…「道路」「橋りょう」「上水道施設」「下水道施設」

2

公共施設マネジメントの考え方と取組

公共施設の総合的かつ計画的な整備や維持管理、複合化、有効活用などを推進(=公共施設マネジメント)していくため、その基本的な考え方と具体的な取組を示す「公共施設等総合管理計画(平成28年8月)」を策定しました。

■公共施設等総合管理計画

- 全ての公共施設の総合的な管理の基本的な考え方を示す計画
- 計画期間は10年間(平成29～38年度)

対象施設

区分名	対象施設名
建物系公共施設	●学校 ●公民館 ●図書館 ●コミュニティセンター ●スポーツ施設 ●幼稚園 ●保育所等 ●庁舎 ●公営住宅 等
社会基盤系公共施設	●道路 ●橋 ●上水道 ●下水道 ●公園 等

1 建物系公共施設マネジメントの基本的な考え方と取組

①基本的な考え方

既存施設を適正に管理するとともに、長寿命化し、有効活用することを最優先とします。また、まちづくりの観点から、施設の再編についても検討を進めていきます。

新たな施設の整備については、他の施設との複合化などによる施設全体の延床面積や維持管理費の抑制など、将来に向けた様々な検証を行ったうえで判断していきます。

②取組の方向性と具体的な取組

方向性1 施設情報の共有化と効率的で安心な維持管理

- 施設状況の公表
- 維持管理手法の改善
- エネルギー利用の改善
- 保全業務の強化

方向性2 施設の長寿命化と耐震化

- 予防保全^(注2)型の計画的な維持管理
- 耐震性の向上

方向性3 施設の有効活用と機能及び総量^(注3)の最適化

- 施設の有効活用
- 施設の再編

注2 「予防保全」とは、施設や設備の劣化を抑え、不具合の発生を防止するため、損傷が過大になる前に、少額かつ計画的に点検や修繕などのメンテナンスを行うこと

注3 「総量」とは、施設全体の数や面積のこと

2 社会基盤系公共施設マネジメントの基本的な考え方と取組

① 基本的な考え方

新規整備も含めた全体的な見通しの中で、民間事業者との連携（PPP^(注4)など）や受益者負担の見直しを行いながら、原則として、優先順位の見極めと生涯費用^(注5)の低減、安全性の向上を目指す「既存施設の長寿命化」を最優先とする施設整備を進めます。

なお、施設の維持、更新に向けた持続可能性に意を用いながら、施設全体の保有量についても検討していきます。

② 取組の方向性と具体的な取組

方向性1 メンテナンスサイクル^(注6)の構築による適正な維持管理

- 日頃からの点検・診断等の実施
- 市民や国県との連携

方向性2 予防保全による施設の長寿命化と安全性向上

- 予防保全型の維持管理の実践
- 耐震化等の安全対策の実施

方向性3 効率的で最適な公共サービスの提供

- 民間活力の導入
- 受益者負担の見直し
- 維持管理経費の削減

注4 「PPP」とは、民間や市民と公共が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと（Public Private Partnershipの略）

注5 「生涯費用」とは、施設の計画・設計・建設から、その建物維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額（ライフサイクルコスト）のこと

注6 「メンテナンスサイクル」とは、点検、診断、修繕などの対処や修繕計画等の見直しなどの維持管理に関する業務周期のこと

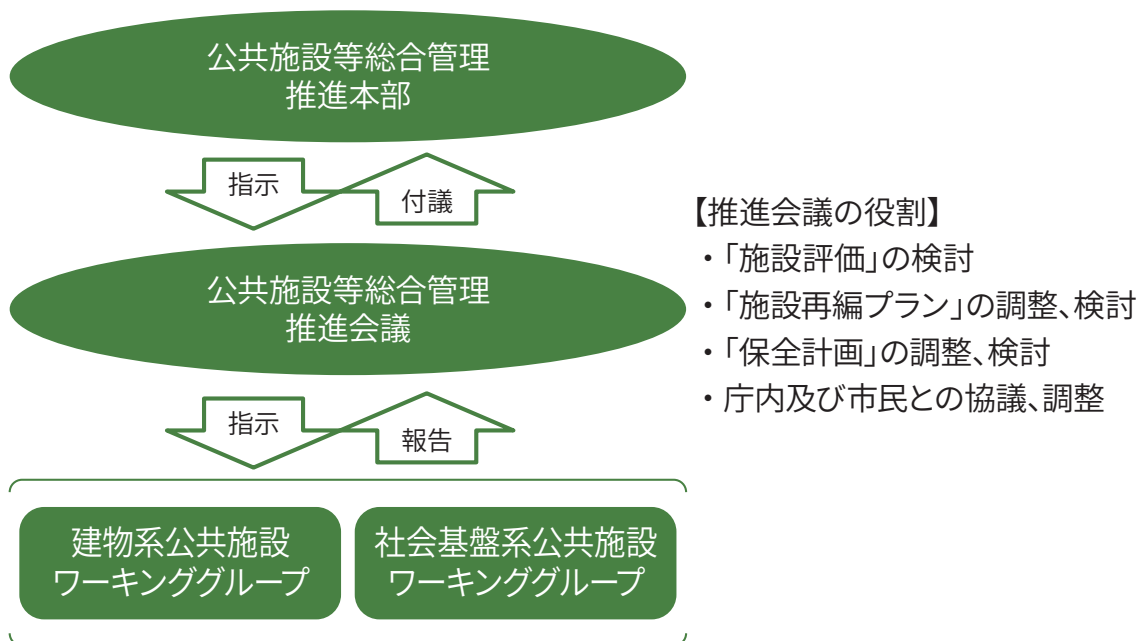
3

公共施設マネジメントを推進するために

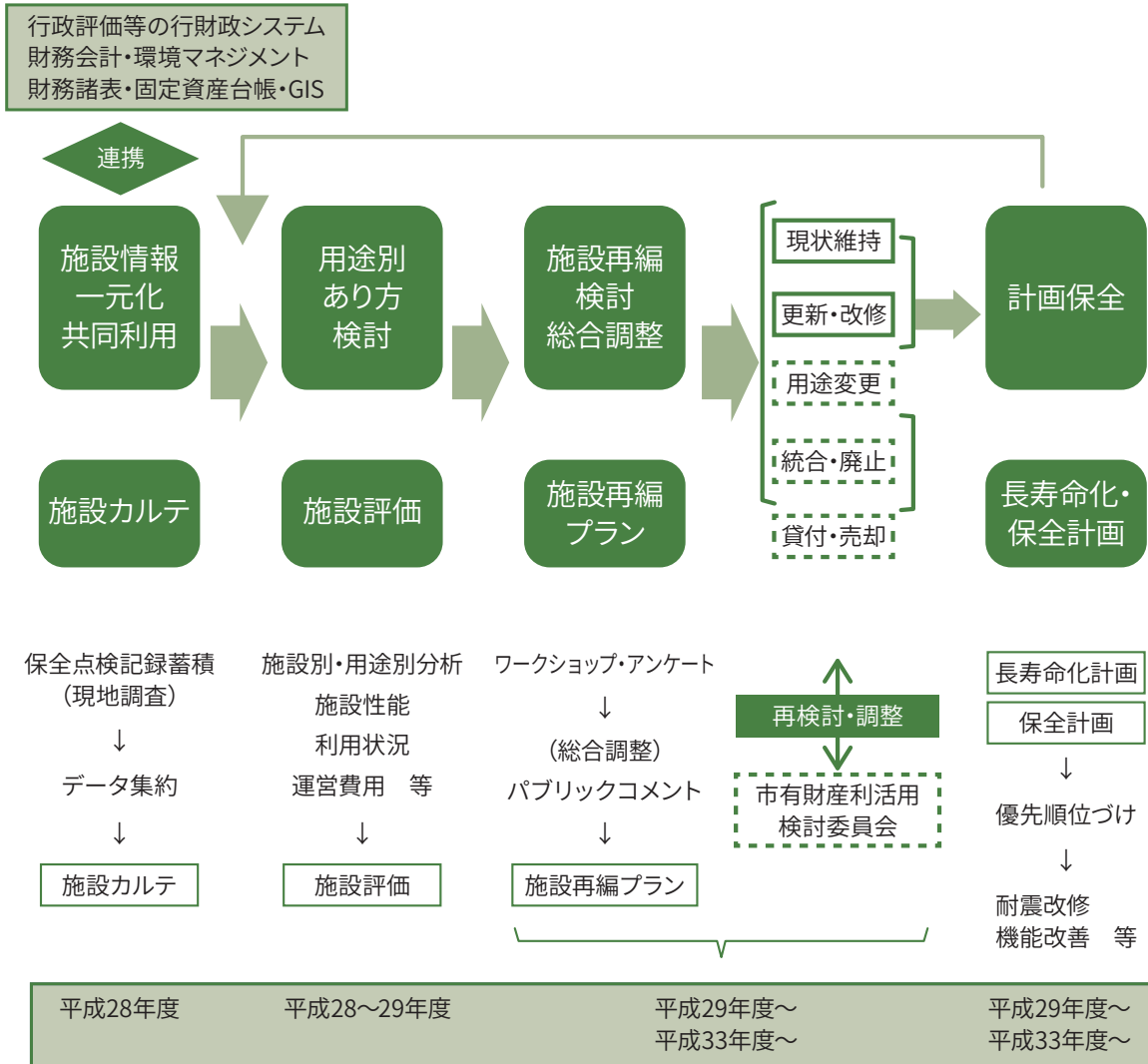
公共施設マネジメントを推進していくため、公共施設の総合的な管理に向けた推進体制と仕組みを示します。

この中で、公共施設の管理のあり方を見直しながら、用途毎に定める長寿命化計画や保全計画、施設再編プラン等の実施計画を作成し、公共施設の安全性確保、財政負担の平準化・低減、複合化、有効活用を推進します。

公共施設マネジメントの推進体制



公共施設マネジメント推進の仕組み～施設管理システム～



公共施設マネジメント推進の仕組み～計画推進のための基金の設置～

長寿命化計画や保全計画、施設再編プランをベースとしながら、将来の公共施設等の更新や改修等に要する経費の財源に充て、計画的かつ安定的に事業を実施するため、計画推進のための基金を設置します。



□ まちづくりモデルプランとは

第7次総合計画の政策・施策体系は、市民の皆様に関する分野毎に政策・施策を示しています。その中において、まちづくりモデルプランは、複数の政策分野にまたがるテーマ（行政課題）に対して、横断的対応を行っていく取組をモデルとして示すものです。

また、ここで例示するテーマは、第7次総合計画の策定にあたり、平成26年9月24日から平成26年10月20日に行った「市の取組に関する市民意識調査」において、「市として重点的に取り組むべきと思う政策は何か」との問いに対して多くの方が選択した「子育てしやすいまちをつくる」、「高齢者が元気にくらせるまちをつくる」、「雪につよいまちをつくる」といった政策に対応するものであり、あいづ創生市民会議で提案された意見をもとに、第7回及び第8回のあいづ創生市民会議で市民の方々と市役所職員が意見交換を行った内容となっています。

□ テーマ

- テーマ1:「アクティブシニアの活躍による地域の活性化」
- テーマ2:「子どもたちが会津を好きになる取組」
- テーマ3:「空き家・古民家の活用とまちの活性化」
- テーマ4:「冬の会津の克服と活性化」

□ まちづくりモデルプランの構成

1. あいづ創生市民会議の意見・提案概要

あいづ創生市民会議と市役所職員が意見交換を行った「取組テーマ」に関して、あいづ創生市民会議からの主な意見・提案等を分類し示しています。

2. 第7次総合計画における施策の複合的な展開

「あいづ創生市民会議」の意見、提案を受けて、第7次総合計画における考え方と関連する取組等を示します。

テーマ1

「アクティブシニアの活躍による地域の活性化」のために

1 あいづ創生市民会議の意見・提案概要

「アクティブシニアの活躍」、すなわち生きがいを持って、元気に活躍する高齢の方々を増やし、その力を社会に還元していくことは、地域の活力維持につながります。

そのため、あいづ創生市民会議からは、以下のような意見、提案が出されました。

<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者と次世代のアクティブシニアの健康寿命を延ばしシニアが自立できるまちへ。 ● まち全体のバリアフリー（バリアフリー観光地のアピール） ● 健康ポイント制の導入（健康長寿のインセンティブ） 	環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 経験を活かしたい、新しいことをしたいといったアクティブシニアは多い。 ● ボランティア団体の情報を一元化して発信する仕組みが必要。（行政や団体） ● 地域包括ケアシステムでは担い手の確保が課題。地域交流に向けて取組を広げるべき。 ● アクティブシニアを底上げする仕組みが必要。参画にあたっての移動手段の確保なども。 ● ボランティア活動のフィードバックを。（活動が地域に果たす役割を知らせる） ● アクティブシニア予備軍に対するアプローチが重要。 ● お年寄りから子供までのIT教育 	意識啓発・情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティセンターを午前中も開館し、アクティブシニアの活動の場とすべき。 ● 空き家を活用したアクティブシニアの活動拠点づくり。地域サロン。 ● 学校を活用したアクティブシニアの活動拠点づくり。 ● 幼老施設の整備（新たな産業創出、産業の伝承、子育てもしやすくなる） 	活動拠点
<ul style="list-style-type: none"> ● 活動ポイント制度の創設。自分の親の支援が必要になったときに使えるボランティアポイントはどうか。（若者のボランティア参画） ● アクティブシニアが町内会活動に繋がる仕組みづくり。町内会からボランティアへ。 ● 企業がアクティブシニアを育成することで収益を得ることができる仕組みづくり。 ● 町内会を企業やNPOの仕事としてはどうか。企業、NPOが町内会から利益を生む仕組みをつくることで活動が継続する。 ● 高齢者と若者をつなぐシステムづくりが行えないか。 	活動支援・活動の仕組み

2 第7次総合計画における施策の複合的な展開

(「あいづ創生市民会議」の意見、提案を受けての取組推進の考え方)

- 適切な健康管理やスポーツなどによって健康を維持するとともに、高齢者の生活の支援体制の充実やユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進し、健康で安心して暮らすことのできる環境を整えていきます。【政策分野17. 健康・医療／政策分野6. スポーツ／政策分野19. 高齢者福祉／政策分野21. ユニバーサルデザイン】
- さらに、興味や関心から、新たな学びや活動の意欲が醸成されるよう支援を進めていきます。【政策分野5. 生涯学習／政策分野35. 情報通信技術（ICTへの興味関心・リテラシーの向上）】
- また、アクティブシニアの方々には、これまでの多様な経験や能力を活かし、例えば、様々な産業における技術の継承や後継者の育成、地域コミュニティの活性化に向けた活動など様々な場面で活躍することが期待されます。こうした社会参画を促進するため、参画の機会づくりと、その情報の収集、発信を進めていきます。【政策分野9. 社会参画】
- 加えて、自治組織の担い手の不足や、地域における公共サービス（福祉、防災、公共施設など）のあり方が課題となっており、地域課題解決に向けてアクティブシニアの方々地域へのけん引役として活躍していただけるよう、その仕組みづくりや地域主体のまちづくりへの支援を行っていきます。【政策分野36. 地域自治・コミュニティ】

関連する主な政策分野

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ■ 政策分野 5 . 生涯学習 | ■ 政策分野21. ユニバーサルデザイン |
| ■ 政策分野 6 . スポーツ | ■ 政策分野25. 生活・安全 |
| ■ 政策分野 7 . 歴史・文化 | ■ 政策分野26. 地域防災 |
| ■ 政策分野 8 . 社会参画 | ■ 政策分野28. 雪対策 |
| ■ 政策分野10. 食料・農業・農村 | ■ 政策分野30. 道路 |
| ■ 政策分野11. 森林・林業 | ■ 政策分野33. 住宅・住環境 |
| ■ 政策分野12. 中小企業 | ■ 政策分野35. 情報通信技術 |
| ■ 政策分野19. 高齢者福祉 | ■ 政策分野36. 地域自治・コミュニティ |

テーマ2

「子どもたちが会津を好きになる」ために

1 あいづ創生市民会議の意見・提案概要

本市の持続的な発展を考えると、本市の次の世代を担う子どもたちがここで「暮らし続けたい」と思うこと、「暮らし続ける」ことのできるまちをつくっていかねばなりません。そのためには、子どもたちに夢や希望を与えると同時に、地域への愛着を育み、本市で暮らし続けることのできる環境を創っていく必要があります。

そのため、あいづ創生市民会議からは、以下のような意見、提案が出されました。

<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して子どもを産み育てられる環境と豊かな教育環境。 ● 子育てにかかる費用をすべて無料化する。 ● 男性の残業時間の減、有給休暇を取りやすくするなど子育ての男女共同参画を推進。 	子育て環境
<ul style="list-style-type: none"> ● 遊びや学びの場をつくる。(様々な公共施設などを複合的な施設とすることも) ● 電車通学の生徒達の居場所づくり ● 空き店舗を利用したシニアの力を借りた体験教室など(放課後子ども教室にも) ● 会津大学を総合大学にし、子どもたちが地元に残るインセンティブにする。 ● お年寄りから子供までのIT教育。会津大学生と子どもが遊びながらITを学べる場。 	遊び・居場所
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを地域で育てるという意識、大人が自分たちのまちを好きになることが重要。 ● 地域が子どもたちに関係し、良い人間関係をつくりながら子どもを育てていく。 ● 世代間の交流(スポーツなどを通して)。大人のあたたかみが必要。 ● 歴史的な教えを遊びの中に取り入れていく。 ● 伝統を伝えていくための地域行事の復活。 ● 給食に会津塗の食器を使う。(伝統、文化の継承) ● 「子ども版市政だより」を子どもたち自身で発行。 	地域による育成
<ul style="list-style-type: none"> ● 若い人が働きたいと思える仕事づくり。 ● 若い人中心のまちづくり。チャレンジタウンをつくる。 ● 子ども時代を会津で過ごし、外に出て、子育て世代に戻り、老後まで会津で過ごすサイクル。戻ってきた時の受け皿となる仕事をつくる。I・Uターン企業支援、介護事業などへマッチング。戻ってきたくなる、住み続けたくなる魅力創出が必要。 	暮らし続けるために

2 第7次総合計画における施策の複合的な展開

(「あいづ創生市民会議」の意見、提案を受けての取組推進の考え方)

- 子どもたちが健康で健やかに育つ環境が整っていることは、ここで育った子どもたちが「自分たちの子どももここで育てたい」といった思いにも繋がります。本市がこれまで進めてきた「子育て支援」に関する取組を高いレベルで維持することに加え、子育て世代の方々から要望の多い「遊び場」についても、行政のみならず民間事業者や団体等と連携し、多様な場とサービスの提供に努め、広く情報を発信していきます。【政策分野1.子ども・子育て】
- 学校など子どもたちが安全に安心して学び、集うことのできる施設環境を整えながら、学力の向上、こころ・身体の育成のための取組や子供たちの興味、関心を育む機会を設けていきます。【政策分野2.学校教育／政策分野3.教育環境／政策分野5.生涯学習】
- さらに、子どもたちの郷土愛を育てていくため、本市独自の歴史や伝統、文化に接する機会のもとより、地域での祭りや行事、コミュニティを通じ、大人と子どもたちがともに本市や地域の「良さ」を感じ、考えることのできる機会づくりなど、地域が子どもを育てていけるよう地域活動の活性化について支援を行っていきます。【政策分野4.地域による子ども育成／政策分野36.地域自治・コミュニティ】
- 子どもたちがここで「暮らし続けよう」「暮らし続けたい」と思うためには、本市の個性や強みを活かしたまちづくりを進めることに加え、働き収入を得る場があることが必要であり、各種産業の活性化に向けた取組を通じ、多様な就労の機会を創ることに加え、起業等に対する支援などを進めていきます。【政策3生活の基盤となる仕事の創出における各政策分野】

関連する主な政策分野

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 政策分野 1 . 子ども・子育て ■ 政策分野 2 . 学校教育 ■ 政策分野 3 . 教育環境 ■ 政策分野 4 . 地域による子ども育成 ■ 政策分野 5 . 生涯学習 ■ 政策分野 6 . スポーツ ■ 政策分野 7 . 歴史・文化 ■ 政策分野 8 . 男女共同参画 ■ 政策分野10. 食料・農業・農村 ■ 政策分野11. 森林・林業 ■ 政策分野12. 中小企業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 政策分野13. 企業立地・産業創出 ■ 政策分野14. 雇用・労働環境 ■ 政策分野15. 観光 ■ 政策分野16. 中心市街地・商業地域 ■ 政策分野17. 健康・医療 ■ 政策分野18. 地域福祉 ■ 政策分野24. 公園・緑地 ■ 政策分野25. 生活・安全 ■ 政策分野36. 地域自治・コミュニティ ■ 政策分野39. まちの拠点 ■ 政策分野35. 情報通信技術 ■ 政策分野38. 大学等との連携 |
|---|--|

テーマ3

空き家、古民家の活用とまちの活性化

1 あいづ創生市民会議の意見・提案

人口の減少や核家族化の進展などを要因として市内の空き家は増加しています。

一方で、価値観が多様化する中で、本市への移住を希望する方などを中心に古民家に対する一定の需要も存在します。今後さらに増えると予想される空き家、古民家を貴重な資産として、まちづくりに活用していくことも本市の活性化に向けた重要な視点です。

そのため、あいづ創生市民会議からは、以下のような意見、提案が出されました。

- 古民家の所有者が貸し方がわからない。町内会での利用や行政の仲介などが必要。
- 空き家情報は町内会が一番把握。貸し手の情報を町内会から得てデータベース化してはどうか。オープンデータにして市民各自が情報入力できるようにするなど。
- 訪問者は会津らしいところに居住したいと考えている。そういった考えにマッチした空家はあるのに、借りることが難しい。
- 周りには、会津でゲストハウスを運営したい学生がいるにもかかわらず、物件が提供できていない。

情報収集

- 空き家のリノベーションを進め、景観にも配慮したまちづくりをおこなう。
- グループホームでの活用。
- 地域コミュニティの場としての活用
- 空き家になる前に、高齢者のシェアハウスとして活用を促進してはどうか。
- 外国人観光客や留学生向け宿泊施設として活用。
- 地域の空き家情報を知る手段の構築。若者に向けた情報提供も。
- 会津らしさを出すチャレンジとして、重要なのは「個性」。都会を目指さず、東京を意識しすぎない、裏通りの魅力のある、きれいにしすぎず隙があるようなまちづくりをする。空き店舗を活用する=商店街の活性化。
- 市の子育て施策は進んでいる。これと空き家を組み合わせ定住を促進してはどうか。

活用方策

- 貸し手と借り手がWin-Winになるような空き家活用のマッチングを行うべき。
- 建設業やボランティアによる空き家プロデュース

仕組

2 第7次総合計画における施策の複合的な展開

(「あいづ創生市民会議」の意見、提案を受けての取組推進の考え方)

- 空き家や空き店舗、古民家の中には、適切な管理がなされないまま老朽化が進んでいる建物も多くみられてきています。一方で、まちづくりや景観形成に活用可能な空き家、空き店舗もみられ、こうした空き家、空き店舗については、地域の資産として活用し、活性化に結び付けていくことが求められており、「会津若松市空家等対策計画」に基づく取組を進めていきます。【政策分野33. 住宅・住環境】
- また、中心市街地や商業地域の活性化、あるいは景観重点地区や景観まちづくり協定認定地区における景観形成、他地域からの定住促進などを進める上で有効な空き家、空き店舗については、地域や民間事業者との連携のもと、空き家、空き店舗のニーズを広く所有者の方々にPRし、所有者の建物の活用意欲を高めていくなど、情報の収集と発信に努め、貸し手と借り手のマッチングを行う仕組みへの支援を図っていきます。【政策分野16. 中心市街地・商業地域／政策分野34. 景観／政策分野37. 交流・移住】
- さらに、例えば、空き家や空き店舗などを、地域コミュニティや子育て支援の場、高齢者、障がい者支援の場、サテライトオフィスなどの新たな働き方の実証の場などとして、公共的なサービスの提供を行う場合についても支援を進めていきます。【政策分野13. 企業立地・産業創出／政策分野18. 地域福祉／政策分野36. 地域自治・コミュニティ】

関連する主な政策分野

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ■ 政策分野10. 食料・農業・農村 | ■ 政策分野34. 景観 |
| ■ 政策分野13. 企業立地・産業創出 | ■ 政策分野36. 地域自治・コミュニティ |
| ■ 政策分野16. 中心市街地・商業地域 | ■ 政策分野37. 交流・移住 |
| ■ 政策分野18. 地域福祉 | ■ 政策分野38. 大学等との連携 |
| ■ 政策分野33. 住宅・住環境 | ■ 政策分野40. 公共施設 |

テーマ4

冬の会津の克服と活性化

1 あいづ創生市民会議の意見・提案

冬期間の「雪」は、その処理への対応が大きな課題であると同時に、地域の資源と捉えることができます。雪処理の負担を低減しながら、資源としての活用方策について、あいづ創生市民会議からは、以下のような意見、提案が出されました。

- ボランティアでは限界。季節労働力、有償ボランティアによる除雪、屋根の雪下ろしで行政の人件費を削減。地元の熱意ある人(雪の利用)を支援。
 - アクティブシニアによる除雪協力体制の構築
 - 地域のつながりのある地域は除雪の助け合いがある。市内はサービスが過剰。もっと地域内で除雪を考えるべき。
 - 空き家があると雪がそのまま。空き家問題との連動も必要。
 - 自分たちで雪の危険箇所(屋根からの落雪など)のチェックを。
 - 高齢者がシェアハウスに住むことによる冬期間の安全確保。
 - 除雪することで隣近所とのコミュニケーションも生まれる。町内会の役割も大切。
 - ICTによる除雪情報に加え、より市民に分かりやすい情報提供のあり方を検討。
 - 除雪苦情箇所の画像記録等の検証→翌年度の受託業者へ
- イベントの開催(湊の地吹雪ツアー、プロジェクションマッピング、絵ろうそくまつりの範囲の拡大、札幌の雪まつりのような全国的なイベントへ)
 - 雪を活用した子供の遊び場づくり。
 - 雪をレジャーや趣味に活用。ワインセラーなど。産業としての利雪。
- 除雪要望に対する職員人件費は大変。アプリの活用で人件費、車両費の削減を。
 - 除雪ロボットの開発(産学官連携、新産業の創出、ICTを利用した誰でも動かせる機械の開発、産業化)

雪処理負担の低減と安全確保

雪の活用

新たな視点

2 第7次総合計画における施策の複合的な展開

「あいづ創生市民会議」の意見、提案を受けての取組推進の考え方

- 高齢化の進行や地域における後継者の不足等により、除雪にかかる行政対応は多くなってきており、これに要する費用は、本市の財政において大きなウエイトをしめます。このことから、より効率的な除排雪のあり方について改善に努めることに加え、ICTを活用した除雪情報の提供や情報収集に取り組みます。さらに、高齢者や障がいのある方など、自力で除雪が難しい世帯（除雪困難世帯）については、ボランティアとの協力体制の強化と地域との連携による支援体制の構築を進め、冬期間の生活の安心の確保に努めていきます。【政策分野28. 雪対策／政策分野35. 情報通信技術】
- なお、こうした除雪困難世帯をはじめとする生活の安心の確保にあたっては、日ごろからの地域でのコミュニケーションやボランティアへの参画を促進する機運づくりが必要不可欠であり、地域の方々や企業、団体など様々な主体とともに、地域コミュニティ、社会活動の活性化を図り、冬の会津、地域課題の克服に努めていきます。【政策分野9. 社会参画／政策分野36. 地域自治・コミュニティ】
- また四季折々の風情や「雪」を地域資源と捉え地域の活性化に結び付けていくため、冬期間のイベントの開催や子どもたちが雪を楽しむ機会などを支援することに加え、国内はもとより海外に向け情報を発信し、会津地域、本市への冬期間の誘客や交流、移住を促進します。【政策分野15. 観光／政策分野37. 交流・移住】
- 加えて、例えば、降雪、積雪地域における課題を解決するための実証的な取組を本市で行うことや、冬期間の冷温な 気候を利用した産業の創出など、新たな視点での取組についても検討を進めていきます。【政策分野13. 企業立地・産業創出／政策分野28. 雪対策】

関連する主な政策分野

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ■ 政策分野 1 . 子ども・子育て | ■ 政策分野20. 障がい者福祉 |
| ■ 政策分野 6 . スポーツ | ■ 政策分野26. 地域防災 |
| ■ 政策分野 9 . 社会参画 | ■ 政策分野28. 雪対策 |
| ■ 政策分野13. 企業立地・産業創出 | ■ 政策分野35. 情報通信技術 |
| ■ 政策分野15. 観光 | ■ 政策分野36. 地域自治・コミュニティ |
| ■ 政策分野18. 地域福祉 | ■ 政策分野37. 交流・移住 |
| ■ 政策分野19. 高齢者福祉 | |